

参考資料6 用語解説

用語解説（50 音順）

用 語	解 説
あ 行	
空家等	空家法第2条第1項に規定される「空家等」。 なお、共同住宅や長屋建などの1つの建築物に複数の住戸や店舗等がある場合は、建築物全体が空室となっているものが「空家等」に該当するため、1室でも居住または使用されている場合は「空家等」に該当しない。
空き家	「空き家」は、空家法で定義される「空家等」に加えて、居住はしていないものの、定期的に管理されているもの、共同住宅及び長屋建の空家等を示す。
一時現在者のみの住宅	昼間だけ使用しているなど、そこにふだん居住しているものが一人もいない住宅のこと。
N P O	民間非営利法人組織（Non-Profit-Organization）の略。 利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体のこと。
か 行	
旧耐震基準	建築基準法で定められている地震に対する建物の安全性の基準であり、昭和56（1981）年6月1日の建築基準法の改正において耐震基準が改正される以前の基準のことを「旧耐震基準」と呼び、改正以降の基準を「新耐震基準」と呼ぶ。
居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの	人の日常生活が営まれていない、営業が行われていない状態がおおむね1年以上継続しているもの。
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根および柱もしくは壁を有するもので、住宅、店舗、事務所、倉庫など。
さ 行	
G I Sシステム	地理情報システム（Geographic Information System）の略。 電子地図データと様々な情報を関連付け、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
セカンドハウス	本来の居住地から離れて設ける別の住宅のこと。別荘と同義。
は 行	
P D C Aサイクル	行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されており、これらの一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて新たなPDCAサイクルを継続して進めていく。
ホームインスペクション	住宅に精通した住宅診断士が、第三者的な立場から、また、専門家の見地から、住宅劣化状況や欠陥の有無等を診断すること。
防災空地	災害時に火災の延焼の防止や一時避難所、救援物資の中継地点といった防災機能を担うスペースのこと。

ま 行	
マイホーム借り上げ制度	国土交通省が支援する一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）が運営する制度。 マイホームを JTI を経由して第三者に貸すことができ、JTI から終身にわたって賃料を支払うことを保証するものである。 これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用が可能となる。
マッチング	需要と供給など、種類の異なったものを組み合わせること。
マネジメントシステム	組織等が定めた方針や目標を達成するために、組織を適切に指揮・管理するための仕組みのこと。
ら 行	
リバースモーゲージ	高齢者等が所有している住宅等の自己所有不動産を担保として融資を受け、リフォームや生活資金等とし、死後、不動産を売却して精算する制度。